

## 蒲郡市認知症高齢者等見守りシール交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等及びその家族が地域で安心して生活することができる環境整備を図るため、介護者等に見守りシールを交付することにより認知症高齢者等の安全確保の仕組みを整える蒲郡市認知症高齢者等見守りシール交付事業（以下「見守りシール交付事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守りシール あらかじめ登録した認知症高齢者等の情報を照会できる個別番号及び二次元バーコードを記載した耐洗コードラベル並びに蓄光シールをいう。
- (2) 認知症高齢者等 認知症又は行方不明のおそれのある高齢者等をいう。
- (3) 介護者等 認知症高齢者等を在宅で介護する者及び認知症高齢者等の家族をいう。

### (対象者)

第3条 見守りシール交付事業の対象となる認知症高齢者等は、蒲郡市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 介護・要支援認定を受けている者で、主治医意見書において認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa以上のもの
- (2) 医療機関で認知症と診断された診断書等がある者
- (3) 障害者手帳で認知症の判定のある者
- (4) 蒲郡市メール配信サービス「安心ひろめーる」等で搜索を依頼されたことがある者
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 介護保険サービスにおける次に掲げる施設のサービスを利用している者

- ア 介護老人福祉施設
  - イ 介護老人保健施設
  - ウ 介護医療院
  - エ 地域密着型介護老人福祉施設
- (2) 介護保険サービスにおける次に掲げる居住系サービスを利用している者
- ア 認知症対応型共同生活介護
  - イ 特定施設入居者生活介護
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院している者
- (4) 次のいずれかの社会福祉施設に入所している者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設等
  - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更正施設
  - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム
- (5) 前各号に掲げる者のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居し、住所地特例の適用を受けている者（利用の申請）

第4条 見守りシール交付事業を利用しようとする介護者等（以下「申請者」という。）は、蒲郡市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用申請書（新規・変更）（第1号様式。以下「申請書」という。）及び蒲郡市認知症高齢者等見守りシール交付事業登録シート（第2号様式。以下「登録シート」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査の上、見守りシール交付事業の利用の可否を決定し、蒲郡市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用決定（却下）通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

（見守りシールの交付）

第6条 市長は、前条の規定により見守りシール交付事業の利用が決定した者（以下「利用者」という。）に対し、次の各号に掲げる見守りシールの区分に応じ、当該各号に定める枚数を無償で交付するものとする。

(1) 耐洗コードラベル 30枚

(2) 蓄光シール 10枚

2 利用者は、見守りシールが不足したときは、蒲郡市認知症高齢者等見守りシール追加交付申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理し、その内容が適正なものと認めたときは、追加で見守りシールを交付するものとする。この場合において、追加の見守りシールの作成に要する費用は、利用者の負担とする。

（見守りシールの使用方法）

第7条 見守りシールの交付を受けた利用者は、対象者が使用する頻度の高い衣類及び所持品に当該見守りシールを貼り付けるものとする。

2 利用者は、対象者が行方不明となった場合には、見守りシールに記載した二次元バーコードを読み取った当該対象者を発見した者（以下「発見者」という。）との間でインターネット接続環境下において通信し、対象者の早期の保護に努めるものとする。

（変更の届出）

第8条 利用者は第4条の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに申請書及び登録シートを市長に提出しなければならない。

（利用の辞退）

第9条 利用者は、見守りシール交付事業を利用する必要がなくなったときは、蒲郡市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、前項の提出により届出をしたときは、未利用の見守りシールを返還するとともに、貼付済みのシールについても利用できないよう適切に処分等を行わなければならない。

（利用の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 前条の届出を受理したとき。

(2) 対象者が第3条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。

(3) 利用者が虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。

(4) その他市長が見守りシール交付事業の利用の必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、蒲郡市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用取消通知書（第6号様式）により利用者へ通知するものとする。

（遵守事項）

第11条 見守りシールの交付を受けた利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 見守りシールを対象者の衣類及び所持品以外のものに貼り付けないこと。
- (2) 見守りシールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。
- (3) 見守りシールを改ざんしないこと。
- (4) 見守りシールをこの要綱の目的に反して使用しないこと。
- (5) 申請書及び登録シートの内容に変更がある場合は、速やかに変更すること。

（関係機関との連携）

第12条 市長は、見守りシール交付事業の実施に当たっては、管轄の警察署、消防署、蒲郡市地域包括支援センター等の関係機関に情報提供を行い、密接な連携を図るものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月8日から施行する。